

報道関係者 各位

令和4年11月17日(木)

【照会先】

岡山労働局 職業安定部 訓練室

担当：訓練室長 内山 透

人材育成対策担当官 川口 佳代

電話：086-206-2276

夜間電話：086-238-6219

## デジタル分野の人材育成の推進を重点化

### ～第1回 地域職業能力開発促進協議会の開催結果～

岡山県及び岡山労働局は、県内の職業訓練実施に関して地域ニーズを反映した訓練コースの設定を促進するとともに、訓練効果の把握・検証をしっかりと行い、訓練内容の改善を図るため「岡山県地域職業能力開発促進協議会」を立ち上げ、11月9日に第1回会合を開催しました。

協議会は10月1日に施行された改正職業能力開発促進法に基づき、各都道府県に設置するもので、今までも関係機関と職業訓練に関する協議を行ってききましたが、新たにリカレント教育を実施する大学、職業紹介事業者なども委員に参画いただき、地域人材ニーズの情報を基に実効性のある訓練実施を目指すこととしています。

令和4年11月9日の第1回岡山県地域職業能力開発促進協議会では、職業訓練の実施状況の報告、関係機関との間で地域の人材ニーズ等に関する情報交換、令和5年度「職業訓練実施計画」の策定に向けた方針などについての協議を行った結果、職業訓練の応募率・就職率に応じた改善方策の検討を図ること、また、県内企業のDX化が進む中で一定のIT知識を持つ人材を重点的に育成することが必要との意見を踏まえて、岡山県内で、令和5年度の離職者に対する職業訓練においてデジタル人材の育成を推進することとし、推進にあたって課題解決の検討を進めることとしました。

その他、本県で実施されている岡山大学のリカレント教育について、今後、必要に応じて、ハローワークにて周知を図ることとしました。

# 岡山県地域職業能力開発促進協議会設置要綱

## 1 目的

岡山労働局及び岡山県は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の規定に基づき、岡山県の区域において、地域の関係機関が参画し、同法第16条第1項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設において実施する職業訓練（同法第15条の7第3項の規定に基づき実施する職業訓練を含む。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練（両訓練を合わせて、以下「公的職業訓練」という。）を実施するに当たり、地域における人材ニーズを適切に反映した訓練コースの設定を促進するとともに、訓練効果の把握・検証を通じた訓練内容の改善等の協議を行うため地域職業能力開発促進協議会を設置する。

## 2 名称

協議会の名称は、「岡山県地域職業能力開発促進協議会」という。

## 3 構成員

(1) 協議会は、以下に掲げる者を構成員とする。

(学識経験者)

岡山商科大学

(事業主団体)

岡山県経営者協会

岡山県中小企業団体中央会

岡山県商工会議所連合会

岡山県商工会連合会

(労働者団体)

日本労働組合総連合会岡山県連合会

(訓練・教育機関)

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構岡山支部

一般社団法人岡山県専修学校各種学校振興会

岡山県職業能力開発協会

ヒューマンアカデミー株式会社（全国産業人能力開発団体連合会推薦委員）

岡山大学（リカレント教育実施機関）

(職業紹介事業者等)

株式会社キャリアプランニング

(その他機関【福祉】)

社会福祉法人岡山県社会福祉協議会

(行政)

岡山県産業労働部

岡山労働局

(2) 協議会には、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

#### 4 ワーキンググループ

協議会は、協議事項の検討に必要なワーキンググループを設置することができる。

#### 5 会長

- (1) 協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。
- (2) 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- (3) 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

#### 6 協議会の開催

協議会は、年2回以上の開催とする。

#### 7 協議事項

協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 公的職業訓練について、地域の人材ニーズ及び実施状況を踏まえた訓練コースの設定に関する事。
- (2) 公的職業訓練について、訓練効果の把握・検証等に関する事。
- (3) キャリアコンサルティングの機会の確保その他の職業能力の開発及び向上の促進のための取組に関する事。
- (4) 公的職業訓練の実施にあたり年度計画の策定に関する事。
- (5) その他必要な事項に関する事。

#### 8 事務局

協議会の事務局は、岡山労働局職業安定部に置く。

#### 9 その他

- (1) 協議会資料等については、協議会において申し合わせた場合を除き、公開とする。
- (2) 協議会の事務に従事する者又は従事した者は、職業能力開発促進法第15条第3項の規定により、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (3) この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は別に定める。

#### 附則

この要綱は、令和4年11月9日から施行する。

令和4年度 岡山県地域職業能力開発促進協議会 委員名簿

※敬称略

	機関・団体名	職 名	氏 名
有識者	岡山商科大学	名誉教授	鳥越 良光
事業主団体	岡山県経営者協会	専務理事	西谷 治朗
	岡山県中小企業団体中央会	専務理事	脇本 靖
	岡山県商工会議所連合会	専務理事	高橋 邦彰
	岡山県商工会連合会	専務理事	大本 裕志
労働者団体	日本労働組合総連合会岡山県連合会	副事務局長	小林 陽一
福祉	社会福祉法人岡山県社会福祉協議会	常務理事	水田 健一
教育訓練 機関等	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 岡山支部	支部長	水野 隆志
	一般社団法人岡山県専修学校各種学校振興会	会長	平田 眞一
	岡山県職業能力開発協会	専務理事	神田 康弘
	ヒューマンアカデミー株式会社 (一般社団法人全国産業人能力開発団体連合会推薦)	岡山校責任者	木村 優希
	岡山大学	副理事	吉川 幸
職業紹介 事業者等	株式会社キャリアプランニング	職業紹介事業部長	上田 圭介
行政	岡山県産業労働部	産業労働部長	三浦 智美
	岡山労働局	労働局長	成毛 節
		職業安定部長	黒岩 信彦

参考条文（職業能力開発促進法）

（協議会）

第十五条 都道府県の区域において職業訓練に関する事務及び事業を行う国及び都道府県の機関（以下この項において「関係機関」という。）は、地域の実情に応じた職業能力の開発及び向上の促進のための取組が適切かつ効果的に実施されるようにするため、関係機関及び次に掲げる者により構成される協議会（以下この条において単に「協議会」という。）を組織することができる。

- 一 第十五条の七第三項に規定する公共職業能力開発施設を設置する市町村
  - 二 職業訓練若しくは職業に関する教育訓練を実施する者又はその団体
  - 三 労働者団体
  - 四 事業主団体
  - 五 職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第四条第十項に規定する職業紹介事業者若しくは同条第十一項に規定する特定募集情報等提供事業者又はこれらの団体
  - 六 学識経験者
  - 七 その他関係機関が必要と認める者
- 2 協議会は、職業能力の開発及び向上の促進に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図りつつ、都道府県の区域における職業訓練及び職業に関する教育訓練の需要及び実施の状況その他の地域の実情に応じた適切かつ効果的な職業訓練及び職業に関する教育訓練の実施並びにキャリアコンサルティングの機会の確保その他の職業能力の開発及び向上の促進のための取組について協議を行うものとする。
- 3 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

# 地域職業能力開発促進協議会

(令和4年10月施行)

国及び都道府県は、地域の関係者・関係機関を参集し、職業能力に関する有用な情報を共有し、地域の実情やニーズに即した公的職業訓練の設定・実施、職業訓練効果の把握・検証等を行う都道府県単位の協議会を組織する。

## 【構成員】

- ①都道府県労働局
- ②都道府県
- ③公共職業能力開発施設を設置する市町村
- ④職業訓練・教育訓練実施機関（専門学校・各種学校、高齢・障害・求職者雇用支援機構、リカレント教育実施大学等 等）
- ⑤労働者団体
- ⑥事業主団体
- ⑦職業紹介事業者（団体）又は特定募集情報等提供事業者（団体）
- ⑧学識経験者
- ⑨その他協議会が必要と認める者（例：デジタル分野の専門家、地方自治体の生活困窮者自立支援制度主管部局 等）

.....主催

地域職業能力開発促進協議会の協議事項

### ①人材ニーズを踏まえた訓練コースの設定

⇒ ニーズを踏まえた精度の高い訓練を実施

地域の人材ニーズや検証を踏まえた  
「地域職業訓練実施計画」の策定

訓練コースの設定

「地域職業訓練実施  
計画」と実績とのミ  
スマッチの検証

職業訓練機関等

職業訓練の実施

将来的に必要なスキルも  
含め、地域の詳細な人材ニ  
ーズの把握

経済情報、労働市場情報、企業ニーズ等

キャリアコンサルティング、  
その他の職業能力開発に関  
する取組の共有

キャリアコンサルティング、リカレント教育等

### ②訓練効果の把握・検証（協議会の下でのワーキンググループで実施）

⇒ 個別コースの質の向上を促進

カリキュラ  
ム等の改善

訓練効果の把握・検証

ヒアリング

修了者

採用企業

訓練機関

# 中央職業能力開発促進協議会

全国において、成長分野等で求められる人材ニーズを的確に把握しつつ、求職者・労働者の多様な属性等も踏まえた精度の高い職業訓練を提供していくため、関係者・関係機関を参集し、全国の職業訓練計画を策定するとともに、キャリアコンサルティング等の職業能力の開発・向上に資する方策等に関する情報を共有。

## 構成員

【労使団体】 日本労働組合総連合会 全国中小企業団体中央会 一般社団法人日本経済団体連合会 日本商工会議所

【学識経験者】 藤村博之 法政大学大学院イノベーション・マネジメント研究科教授 堀有喜衣 独立行政法人労働政策研究・研修機構副統括研究員

【教育訓練関係団体】 全国専修学校各種学校総連合会 一般社団法人全国産業人能力開発団体連合会 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

【需給調整関係団体】 一般社団法人日本人材紹介事業協会 公益社団法人全国求人情報協会 公益社団法人全国民営職業紹介事業協会

【地方自治体】 京都府

【政府】 厚生労働省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省  
(オブザーバー)

## 中央職業能力開発促進協議会の協議事項

